

第一次世界大戦前ドイツ化学工業をめぐる環境闘争 の指導者と労働者の役割 (2)

田北, 廣道
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1903807>

出版情報 : 経済學研究. 84 (4), pp.21-44, 2017-12-20. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

第一次世界大戦前ドイツ化学工業をめぐる環境闘争の 指導者と労働者の役割 (2)

田 北 廣 道

はじめに：2つの史料を使った問題提起（以下、第84巻第2・3合併号）

- (1) 1986年バイエル会社刊『古き良き時代：環境は、まだ話題となっていなかった？』
- (2) 1874年匿名氏作成の仮とじ小冊子『差し迫る危険』

I. 1845-1910年化学企業をめぐる環境闘争の指導者

- (1) 指導者の社会経済的基盤
- (2) 市当局による反対派支持

II. 1845-1910年環境闘争における労働者の役割

- (1) 認可条件と労働者保護
- (2) 企業家と反対派市民による労働者の扱い（以下、本号）
- (3) 2つの「工場規則」：労使関係を映し出す鏡
- (4) ハーン闘争：労働者の闘争参加

むすび：検討結果の要約と学説史への位置づけ

- (1) 要約
- (2) 学説史への位置づけ

史料・文献一覧（第84巻第2・3合併号）

II. 1845-1910年環境闘争における労働者の役割

(2) 企業家と反対派市民による労働者の扱い

環境闘争において企業家は、工場労働者に対してどのような姿勢で臨んでいたのか、また労働者の証言や彼らに出された診断書（鑑定書）をどのように利用していたのか。他方、反対派住民は、そのような企業家のやり方をどのように受け止め対応していたのか。これらひと組の問題を考察していこう。

まず、企業家の基本姿勢の一つは、生活の糧の提供者としての立場の誇示である。労働者だけでなく、都市経済への貢献を併記する例も多々みられる。1845年6月12日ヴェーゼンフェルトから市長宛の書簡は、都市経済への高い貢献を強調する。「自画自賛したいとは思わないが、以前は閑静でほとんど建物のなかった地域に建てた工場は、大きな産業活動を喚起したと主張したい。その大半が都市バ

ルメンに居住する60人の労働者家族に生活の糧を提供し、多数の手工業者と運搬業者に仕事を与え、それを通じて月々数千ターラーの貨幣を流通させており、それは橋や道路の建設に使われてもいる。したがって、近隣住民たちから感謝されてしかるべきであり、不当で無理解な敵視を受ける覚えはない」([02], pp.13-14: 傍点は筆者)。1863年6月10日イエガーから国王政府宛の書簡は、科学技術的成果を誇示しつつ論じている。「ヴッパータールの我らの産業は、これまで注目されてこなかったガス生産の無価値な副産物(タール)を高い価値にまで高めた化学技術の最新の目覚ましい成果に属しており、国内だけでなく海外でも重要な地位を占めている。この工場は、多数の家族に生活の糧を提供しているが、上記の措置(砒酸使用の禁止)が採用されれば死刑判決をうけることになってしまう」([02], p.9r: 傍点は筆者)。先に紹介した1874年上級市長A. プレットと1891年反対派の工場主O. シュリーパーの証言からも明らかなように、経済的貢献を前景に押し出した企業家の主張は、残念ながら市当局からは受け入れられなかった。

次に、工場労働者の良好な健康状態を強調しつつ、住民の健康被害と排出ガス・廃水との因果関係を否定する論法がある。1854年4月20日ヴェーゼンフェルトは商務省宛の反論書のなかで、自分の子供の死亡原因を有害ガスに帰す住民に向けて「私の家族と工場労働者のなかに同じ問題が発生していないという事実が、それを否定している」([27], p.90r)と述べた。ただ、この論法を多用したのは、イエガーである。

最初の例は、1863年バルメン中心部における主力工場建設の認可申請である。その紛糾の始まりは、同種の製品を生産していた第1工場に実施された立ち入り検査である。最初の検査では砒素含有廃水の垂れ流しが確認されたため、3月に再度立ち入り検査が実施された。今回は、被害の有無を調査する一環として工場労働者から聞き取り調査も行われた。その結果は、「人々(労働者)は、一様に青色か赤色に(肌が)染まっているが、健康状態は良好であり、苦情を寄せてはいない」([02], p.5)と、まとめられている。余り丈夫でない一人の労働者が10年以上勤続していること、発疹・腫瘍・呼吸困難・麻痺など砒素中毒特有の症状が現れていないこと、の2つの理由が、その判定の裏付けとされている。しかし、ベルリン工科大学講師T. ヴァイル博士の以下の証言をみると、いささか軽率だとの印象を免れない。「アニリン染料の生産が始まった1850年代末と60年代初頭にその有害さは、ほとんど自明のことだった」(Andersen, 1990, p.168)とあるように、この時期すでに皮膚着色の症候は知られていたからである。

1872-75年闘争では、工場住み込みの労働者家族の良好な健康状態が繰り返し引き合いに出されている。1872年7月3日に意見聴取会に提出された、開業医ビンゲン博士の診断書がその論拠となっていた。家族の寝泊まりする屋根裏部屋と彼らの健康状態について、次の所見が寄せられている。「酸性ガスに含まれるカリはわずかだし、隣室に通ずる扉が開けられるときにも危険なガスの流入は考えられない。妻は以前胃痙攣に苦しめられたことはあったが、今は主人ともども健康であり、子供達を含めて過去6年間医者診察を受けたことはない」([04], p.79)。しかし、反対派の指導者であるピルグラムとヴェーヴァーも、それぞれ7月7日、9日に医師の診断書を提出し、家族の罹病との因果関係を主張して反発した([05], [07])。

結局、3度開催された意見聴取会でも相対立する証言・診断書が出て決着はつかず、国王政府は現地調査の実施を決定した。委員長に指名されたのは、国王政府の審査担当機関「合議団」の構成員でもある医療評議員バイヤー博士であり、それ以外に郡建築官のブルノと市当局の推薦したバルメン実業学校化学教師ブルク博士が同行していた。今回も、工場住み込みの労働者から聞き取り調査が実施されている。72年10月15日に提出された委員会報告の内容は、既述のビンゲン診断書と完全に重なっている。「8年半家族共々工場施設内に寝泊まりして働いている労働者の話によれば、家族は全員きわめて健康であり、それは良好な顔色から確認できた」([12], p.86)。ちなみに、イエガーは、74年6月6日の商務省宛の抗告書においても、「労働者と工場に住み込みで働く労働者家族は、いつも健康だった」([71], p.174)と、主張している。

しかし、1872年12月19日に反対派住民が商務相に送付した反論書は、この委員会報告を含めて、労働者からの聞き取り調査と医師の作成した診断書との信頼性をすどく問題にした。その証言は、労働者の環境闘争へ参加を考える上で重要な示唆を含んでいるので、史料を一瞥しておこう。

一つは、開業医ビンゲンの診断書と委員会報告の信憑性である。「これは、ハーンの砒素工場における労働者の健康に関してイエガー氏が提出した診断書を想起させる……郡医師デュ・ヴァル氏の検討成果(砒素中毒と動植物被害の存在)が刊行されてから、その信憑性が退けられた」([18], pp.116-117)。ついでながら、委員会報告の責任者である医療評議員バイヤー博士は、1876年の著書においてハーンにおける砒素被害の原因を事故に限定して考えており、医者・科学者の良識のかけらも感じられない。「(排出ガスに砒素を含まないことは)工場の周辺にみられる植生によって完全に確認されている。なぜなら、数年間にわたる工場経営にもかかわらず、2年前(1872年)に起こった予期できない事故を別とすれば、木の葉や飼料用作物からは、亜砒酸による影響の痕跡をまったく確認できないからである」(Beyer, 1876, p.76)。

もう一方は、労働者からの聞き取り調査のもつ証拠価値についてであり、3つの角度から疑問視されている。一つは、委員会報告作成に当たって肝心の被害者からの聞き取り調査が行われていず、偏った証言となっている点である。次に、労働者の健康状態に関する自己申告は鵜呑みにできないことである。「これら労働者が、診察の際に症状の全てを、糧主(雇用主)の利害に反して報告するかどうか、疑わしい」([18], p.117)。健康状態の悪化を理由に解雇宣言を受けかねない労働者が、正直に自己申告するとは考えられないからである。73年9月バイヤー博士は、ハーン工場の労働者から聞き取り調査を行い、砒素中毒を訴える人物を不満分子と片付けており、この時期正確な証言をえることの難しさを、別の角度から論証している。「(イエガーによる)認可違反と経営上の不注意に関する指摘は、ほとんど以下のような労働者の証言に基づいている。すなわち、一部は工場を解雇された、そして一部は彼らの糧主に不満を抱いている労働者であり、解雇後に扇動の渦に巻き込まれて以前の労働提供者に対してあらゆる疑念を抱いている」(Henneking, 1994, pp.257-258: 傍点は筆者)。

逆に、そのような大きな制約があったからこそ、1874年1月16日開催の第1回証人尋問会にあって反対派の全権代表ヴェーヴァーは、イエガー工場の元労働者3名を召喚して証言を引きだそうとした(田北, 2010a, pp.109-110)。この提案は、議長役の警察顧問官フォイクトから拒否されたが、予定され

ていた質問内容5項目からも看取できるように、認可条件違反の事実を労働者の口を通じて確認する狙いだった。第1に、3基の釜が設置されている新たな作業場で働いたことがあるか。第2、40米の煙突のそば、ないしそこに通じている部屋で働いたことがあるか。第3に、無認可の倉庫で働いたことがあるか。第4に、夕刻に工場から廃棄物をヴァッパー川に流して、翌朝には消えるようにしたことがあるか。第5に、高圧の装置が、安全措置を講ずることなく設置されていたか。

なお、この尋問会で証言した51名には、10名の工場労働者が含まれていたのも、ここで一言しておきたい。機械製造業者のレックスとユンクの工場で働く労働者がそれぞれ4名、そして染色業者オストホーフの雇用する労働者が2名である(田北, 2010a, pp.97-103)。いずれもイエガー工場から飛来するガス・モヤによる健康被害、作業の中断および機械の錆発生を証言している。したがって、誰も自らの健康被害を申し立てて直接闘争に参加したわけではなく、あくまで企業活動の妨害を強調しており、初期環境闘争の担い手を所有市民と理解する所説を、別の角度から支持しているかのようだ。

最後に、同じ工場に同居する家族の健康状態についても、74年7月24日付けの商務省宛の反論書のなかで反証が挙げられている。「工場に住み込みで働く労働者が、常に健康だったとする主張も正しくない。その労働者は、最近イエガーを相手として起こされた民事裁判において宣誓証言をしたとき、彼の家族を診察した医師の名を挙げている」([73], p.213)。くだんの労働者は、損害賠償請求裁判において家族が医師の診察を受けて、健康状態に異常をきたした経験を証言しているからだ。

ところで、1872-75年闘争においてイエガーは、労働者保護を名目にして認可条件の一つの撤回を要求した。条件4の内容、「新たな建造物に取り付けられる予定の蒸気排出口は除去されねばならず、またガスを排出するために、絶えず(窓・扉を)開けはなっておくことも許されない」([15], p.98)に関して、商務相宛の抗告書のなかで次のように不満を述べた。「特に、染料の煮沸と乾燥のための作業場では大量の水蒸気が発生するため換気が必要であり、それは屋根に設けられた蒸気排出口をつうじてのみ可能である……(それが許可されなければ)大量の蒸気を発散する工場経営は、労働者の健康的配慮から市内ではできなくなってしまう」([16], p.107)。これに対して反対派市民の72年12月19日付けの反論書は、「労働者にとって飽和した水蒸気にさらされる危険」([18], p.118)の回避措置の必要性を認めると同時に、その目的から下記のような条件1が設定されていると反論した。「有害なガス・蒸気が発生するような作業場は煙突を取り巻く形に集めて、煙突を通じて完璧に排出されるよう建設しなければならない」([15], p.97r)。73年4月5日商務相の抗告審決定も、同じ理由から国王政府の決定を追認している([19], p.137)。しかし、この文脈で重要なのは、労働者保護を名目にしたガス(廃水)の速やかな排出との主張には、「工場内環境」を「工場外環境」より優先する企業家の姿勢が反映されていることである。いや、1865年アニリン条例に代表される法規制も、企業家による「工場内環境」優先の口実となっていた。

72年7月7日反対派の指導者の一人、ピルグラムの依頼を受けて診断書を作成・提出した医師シュレクテンダール博士の証言に目を向けてみよう。「工場周辺の大気中に化学物質の粒子がいちだんと大量に排出される上で決定的なのは、労働者保護を目的とした法規制が(アニリン染料)工場に課されており、作業室内でなく外部へ可及的に速やかに有害な粒子が排出されるからである」([05], p.77r :

傍点は筆者)。彼は30年間ピルグラムの家庭医を務めていたが、随所に最新の学術論文を引用しており、他の診断書と比べても科学的知識はかくだんに高い水準にあった(田北, 2012, p.33)。その後もイエガー会社は、労働者保護を名目にそうした行動をとり続けていた。時代は下るが、ローハウゼン村を舞台にした認可闘争において反対派の企業家ラークは、1907年10月19日商務省宛の抗告書のなかで次のように非難している。「それら臭気は、当該施設で雇用されている職員・労働者にはほとんど知覚されないが、その一方で、この産業施設の近くを走る道路を利用する通行人は、ある種の化学物質の影響にさらされて、身体的な変調をきたすことがある。もちろん、作業場については、労働者の健康を考慮して悪臭(ガス)が過剰にならないようにしなければならない。換気扇とモヤ捕捉器を設けて蒸気が(作業場内に)充満しないようにしてある。そのために、工場は悪臭・モヤに包まれてしまっている。もっとも、その強度は、天候や経営状況に応じて様々ではあるが」([60], p.108: 傍点は筆者)。この時期、労働者の健康被害回避を名目にして企業家が、平然と迷惑を周辺住民に転嫁していたことを再確認しておきたい。

そのような行為の最も深刻で悲惨な影響を被ったのが、1870年代以降化学工場10数社が集中して汚染のホットスポットと化したエルバーフェルト「西部市区」である。1889-91年の2度にわたるダール闘争で企業家は、平然と「その場では甘受すべき汚染水準」原則を引き合いに出していた(田北, 2015-2, pp.1-4)。それは、市当局・国王政府から受け容れられなかったが、工場内環境と工場外環境が明瞭に区別されていたことを示している。

(3) 2つの「工場規則」：労使関係を映し出す鏡

1876年9月13日イエガー会社に、そして1884年3月15日ダール会社に対する国王政府の決定は、いずれも認可条件の一つに「工場規則」の作成と国王政府からの認可取得を挙げていた。しかし、企業の作成した草案が認可をえるのは容易ではなく、国王政府との間に数度のやりとりがあつて、多くの時間を費やしている。しかも、イエガー会社の場合、国王政府お墨付きの「工場規則」が完成したのか否か、史料からは確認できない。まず、この押し問答の経緯を略述したうえで、それぞれ13、20項目からなる草案の内容を検討していこう。

76年9月13日付けの認可決定において国王政府は、「工場規則」作成の必要性を、次のように説明した。「生産に携わる労働者が、存在する危険に対してできるだけ完璧に注意を払えるようにし、同時にその回避手段を知らせるためである。それは、労働者が工場に来て作業を始める前に、一人一人に手渡すこと」([20], p.38r)。作業中の危険を周知徹底し、その回避手段を列記して、作業開始前に手渡すように指示している。草案作成は意外に手間どり、「最近発給された認可条件を満たすために、同封の工場規則(草案)をお届けし、それを認可いただきますようお願いいたします」([38], p.83)との内容の書簡が国王政府に届いたのは、翌77年7月20日だった。それが、後に検討する全体で13項目の草案である。その10日後に国王政府は返書を送った。「この工場規則は、我々が認可を与えるには相応しくない。なぜなら、本年2月25日の認可文書のなかで認可条件5に挙げられた要求に合致しないからである。条件5は、製造工程で発生する恐れのある危険と、その回避手段とを労働者に知らせるよ

うに規定している。提出された工場規則の草案は、その第11項において、労働者が刺激性の有毒な液体・蒸気・塵に対して可能な限り保護されねばならないこと、そして工場の職員が必要な忠告を与えること、の2点に言及している。しかしながら、そのような一般的規定や遠回しの表現は、認可条件の実現にとって、全くといえるほど価値を持たない。したがって、各作業の際に発生しうる危険をそれぞれ列挙し、それら危険の回避手段も個々に挙げた、新たな工場規則が提示されるべきである」([39], p.83)。認可条件5の主旨に適っていないとして門前払いしたのである。その後、同年11月7日付けで国王政府はイエガー宛に書簡を送り、「イエガーが工場規則に関して行った嘆願は、営業監督官ヴォルフ博士の意見を添えて送付（検討にふ）された」([40], p.86)とあるだけで、その後の顛末は分からない¹⁰⁾。

1884年のダール会社の場合も、大差はない。ただ、国王政府との直接のやり取りではなく、バルメン上級市長経由で事が運ばれている。84年3月15日認可文書の交付から3ヶ月後の6月18日、上級市長は工場規則草案の適否に関する審査依頼の書簡を送った([14])。国王政府から修正要求が出たようで、9月16日付けの上級市長から国王政府宛の書簡では、8月25日作成の新草案の審査を願い出ている([15])。今回も、認可は下りなかった。9月23日付けの上級市長から国王政府宛の書簡は、まだ最終的な草案は完成していません、事情聴取を行うと回答した([16])。同年11月25日の上級市長の書簡によれば、9月3日と定められていた提出期日の延長願いが出された([17])。小冊子形式の工場規則草案が完成したのは、85年1月31日のことだった([36])。しかし、同年3月16日上級市長は国王政府宛の書簡の中で、それが手元に届いてないと書いている([20])。この最終版草案が、上級市長に送られたのは、85年4月16日のことだった([36])。しかし、今回も注文がつき一部修正された。同年4月24日の上級市長から国王政府宛の書簡には、第19項が修正されたとあるが、詳細は分からない([39])。いずれにせよ、同年6月13日付けの認可文書に挙げられた条件3は、労働者の生命・健康を保護するために「工場規則」を遵守することを定めており、小冊子の微修正で決着がついた([41])。

「工場規則」草案の中身を見てみよう(表4を参照)。2通の草案をみて気がつくのは、いずれも労働者保護の徹底という国王政府の意図からは大きくずれていることである。イエガーの草案を軸にみていこう。国王政府は、既述のように第11項だけが趣旨にかなっていると判断していた。少し、甘めに評価すれば、工場内の禁煙(第9項)、有害物質を含む蒸気・塵の弁当混入を予防する戸棚保管(第10項)、衣服・身体に付着した有害塵の除去を狙った第12項が、多少とも労働者保護に関係している。しかし、大半は労働時間、退職・解雇など労働契約、あるいは遅刻や作業怠慢時の罰則といった就業規則に関わっており、国王政府から門前払いされたのも当然といえる。この点、ダールの草案も大きく変わりはない。第14-20項が、作業場内での照明・安全措置と眼鏡・マスクなど保護用具の着用や機械・道具の保管・管理上の注意事項を列記しており、いくぶん趣旨に沿った内容となっている。それだからこそ、国王政府の認可を獲得できた。

ただ、そのような体裁の草案になったのには、それなりの理由があった。一つに、医療評議員のバ

10) ただ、79年1月燐酸吸引事故が発生して2人の労働者が死亡しており、企業家による「工場規則」軽視が重大な結果をもたらした([41]:田北, 2008, pp.78-80)。

表4 「工場規則」の内容

項目番号	1877年イエガー工場規則 [38]	1884年ダール工場規則 [36]
1	工場主への忠誠義務	工場内での解約通告の禁止：但し、労働者の退職は自由
2	労働時間：昼勤10時間半、夜勤11時間、始業合図は鐘	労働時間：11時間20分
3	遅刻と罰金：30分まで50Pf、それ以上は日給から天引き	精勤義務：定時に配置につき、鐘の合図で始業
4	労働者の退職・解雇：「いつでも直ちに行える」(p.84r)	遅刻・早退時の罰金：25Pf-1M
5	疾病・労働不能時の届け出義務：無断欠勤者の罰金(50Pf-1M)	親方・技師による労働者の監督：労働者は同僚の不正を報告義務
6	夜勤者の居眠りや欠勤時の処罰：直ちに解雇	命令なしに他の作業場への立ち入り禁止：特に釜や機械のある部屋
7	ボイラーマンと機械監督者の怠慢：罰金(50Pf-1M)	部外者の立ち入り禁止：家族の弁当届けは包装室まで
8	部外者の立ち入り禁止：児童は庇護者の同伴、婦人は食堂のみ	道具・装置の勝手な操作禁止
9	工場内の禁煙	賃金の支給は金曜日18時：不足時は担当職員に土曜日に申告
10	作業場内での飲食禁止：食堂の戸棚に衣服・弁当保管、罰金	賃金の前借り禁止
11	有害な溶液・ガス、塵からの労働者保護：職員の注意義務	作業場の厳格な管理と清潔さの維持：土曜日の退出前に清掃
12	帰宅前の着衣の指定場所保管と入浴	罰金(遅刻を除く)の用途：労働者共済金庫に積み立て
13	罰金や給与天引き金の用途：工場の疾病金庫に積み立て	作業場・通路に物・ゴミを置くことの禁止
14		作業場・通路の明るい照明の確保
15		作業場で発生する有害な塵・蒸気の無害化と予防具の着用
16		作業場・通路の破損箇所の照明による表示：浄化池への立ち入り禁止
17		危険な道具類の保管場所：手の届かぬ高所や囲いのなか
18		自動機械操作時の安全確保：万一の逃げ場を確保
19		目を痛める恐れのある作業従事者の安全確保：眼鏡の着用
20		伝動機の清掃・修理・油差し時の注意：労働者が持ち場を離れた後

(注1) 略号：Pf→ペニヒ、M→マルク

(注2) 典拠に挙げた史料番号は、それぞれの認可闘争関係の史料一覧(本論Iの冒頭に記載)にあげたものである。

イヤー博士の見解に従えば、1874年時点でデュッセルドルフ行政管内内の大多数の工場が「工場規則」をもっていた(Beyer, 1876, p.135)。その内容は、労働時間・休憩時間、解約通告・退職、賃金支払い、遅刻・規則違反時の罰則から作業上の安全・清潔確保にまで及んでおり、まさに2通の草案と重なりあっている。「工場規則」Fabrik-Ordnungという同じ用語が使用された事情も手伝って、誤解が生じたのかもしれない。逆に、そのような混乱が、新たな認可発給に際して労働者保護のための条件設定を促したともいえる。二つに、労働者の保護規定作成に取り組む上で、企業家の熱意を削ぐような見解が広く流布していた。すなわち、化学工場における有害物資を扱う労働者を襲う罹病・事故の大半を労働者の不注意に帰す見方が、医者や衛生学者など専門家の間にまで浸透していたからである。ここでもバイヤー博士の文章を引いておこう。「信じられないほど軽率な労働者たちが、製造工程で危険に遭遇するような行動をとっており、彼らのために定められている保護規定(工場規則)も無視してい

る……鉛白の破碎作業時に海綿製マスクの着用、頻繁な手洗いと入浴、火酒の摂取禁止などが指示されているが、経験が教えるように、労働者にとってその厳格な遵守は困難とみなされている」(op. cit., pp.74-75)。いくら「工場規則」を作り手渡してみても、労働者が励行しないので無駄だと考えられていた。

化学連盟も、1877年創刊の機関誌『化学工業』のなかで、同様の評価を示している。「労働者は、健康維持のために設けられている保護・予防措置の利用を、例外なく強制される必要がある。なぜなら、労働者は危険に対して無関心であり、危険には極端なまでの自信を持っている。つまり誤解に基づく自己流の用心を、事故に対する最良の護符と見なしている」(CI, 1877, p.11)。なお、化学工場で10年間働いた経験のある社会民主主義者シュナイダーも、この俗説は「たいがいひどく誇張されているが、一部真実を含んでいる」(Schneider, 1911, p.82)と、全面否定していない。もちろん、過酷で劣悪な労働条件こそが、保護・予防措置励行の障害となっていることを強調してはいるが。

そうした背景があったにせよ、この草案は、当時の労使関係における力関係を鮮明に浮き彫りにしている。化学連盟による家長制的関係の尊重を想起させるかのように、労働者は工場主に忠誠義務(第1項)を負っているし、退職・解雇は「いつでも直ちに行える」(第4項)と明記されている。また、夜勤者の居眠りや無断欠勤は即解雇(第6項)とあり、企業家の一方的な強権ぶりを窺わせている。この点は、イエガーの証言からも読みとれる。1907年ローハウゼン村を舞台にした認可闘争においてイエガーは、デュッセルドルフ上級市長と反対派の企業家ラクによる公園・緑地確保の必要性を強調した見解に対して([59], [60]: 田北, 2011a, pp.66-72)、11月7日の反論書のなかで手厳しく反発している。「週日に保養のためと称して工場近辺をうろつくような者は、たいがい仕事嫌いの浮浪者である。そのような女々しい連中に思いやりのある態度で臨む必要などない」([69], p.133)。

もう一方のダール会社の場合、さすがに工場主への忠誠義務は影を潜めており、工場内での解約通告も禁止されている(第1項)。それに代わって「工場規則」にのっとり作業の運行を監視・監督する親方・技師(第6項)に関する規定や、賃金の支給日や前借り禁止の項目が登場している(第9・10項)。企業家の解雇権を誇示する姿勢が見えないのは、その間の化学工業における変化を示したものなのか、それとも企業家間での労使関係に関する理解の違いを反映したものか、史料が乏しく断言できない。いずれにせよ、環境闘争における労働者の役割を考える際に、企業家が圧倒的に強力な権限をふるっており、労働者は解雇を覚悟しなければならなかったことを銘記しておく必要がある。シュナイダーは、疾病金庫の年次報告書に記載のない雇員件数の情報提供を要求した労働者の解雇を伝えている(Schneider, 1911, p.10)。しかし、このような労使関係には還元できない時代特有な要因があったが、それに進む前に、労働者による環境闘争への直接の参加が知られている、小都市ハーンに立地するイエガー亜硫酸処理工場をめぐる事例を一瞥しておこう。

(4) ハーン闘争：労働者の闘争参加

ハーンの亜硫酸処理工場は、双子都市ヴッパータールに立地するアニリン染料工場から出る砒素含有残滓の再処理と砒素回収を目的に建設された。その後20年(1868-1887年)の経営期間を通じて有害

物質排出や火災・爆発事故が頻発して、そのつど住民・市当局から激しい抵抗を招いた (Henneking, 1994, pp.248-249)。医療評議員バイヤー博士は、1872年に発生した爆発事故後の騒動を取り上げて、皮肉を込めつつ次のように書き記している。「最初の施設にあって陶器製のレトルト炉が使用されており、1872年に炉の一つが破裂して砒素が火の中に入り燃焼ガスと一緒に周辺地域に飛散した。それは工場に対する過度の告発の契機となり、1872-73年には新聞 (報道) によって完全に歪曲された仕方であつたので、ハーン駅は予期しなかつた知名度をえた」 (Beyer, 1876, p.76)。実際には、抵抗の激しさと、日刊紙・雑誌報道を通じた社会的影響の大きさの両面において、バイエル社を相手としたメルカプタン闘争に匹敵すると言われている (Henneking, 1994, p.249; 田北, 2016a-2, pp.9-13)¹¹⁾。イエガー会社の社史もハーンでの出来事を無視できなかったようで、「その生産残滓は、今日もなお小都市ハーン北部の地中にとどまっており、砒素を含有する有害なアニリン染料は、人々の口の端に上っている」 (Carl, 1926, p.19) と書いている。なお、最初期から環境闘争の洗礼を受けたハーン工場をめぐるヘンネキングの叙述は、前史をなす1866-69年ケルンのシュトス博士との共同試験期間を含めて40頁にもわたっており、その全てを取り上げる余裕はない (表5を参照)。この場では、労働者の闘争参加や国王政府への嘆願書送付など積極的取り組みが確認できる2つの事例紹介にとどめる。

まず、前述の1872年半ばのレトルト炉の爆発事故から始めよう。同年11月9日に住民から商務相に送付された嘆願書は、工場周辺数キロ米四方にわたる砒素拡散と家畜・蜜蜂・穀物・野菜・採草地・樹木被害の発生を訴えている (Henneking, 1994, pp.255-256)。その際、医療評議員バイヤー博士と企業の癒着関係が、立ち入り調査の事前通知と絡めて指摘されている。商務相は、詳細な調査結果を待つて判断するとの回答を送った。

その一環として11月12、22の両日に56人の証人を召喚した聞き取り調査が実施されたが、そのうち一人はイエガー工場の労働者だった。証人たちはそろって、汚染された飲食物の摂取や有害ガス・粒子の吸引による直接・間接の健康被害を訴えた。その症状は、吐き気・嘔吐45人、呼吸困難・胸の締め付け感23人、胃のもたれ・下痢35人、頭痛5人、視力低下、身体・首の痛み、衰弱感にまで及んでいた。この症状は、1871年2月28日ハーン市長の聞き取りに応えた工場労働者の証言と重なっており、典型的な砒素中毒を示していた。「私は、数ヶ月来この亜砒酸工場に労働者として雇われていたが、2月24日にほとんど完全に労働不能となった。私の腕と顔は歪み、頭痛がほとんど常に襲い、最近では胸の締め付けも加わったので、生命の危険を感じた。口からは水と血液が流れ出し、加えて身体が腫れぼったくなったので、その工場における作業は、労働者にとって有害なように見える。私だけが、その種の症状を示しているだけでなく、そこの全ての労働者が同じ症状に苦しめられている」 (op. cit., pp.251-252)。

その直後にハーン市長は工場の生産停止に踏み切り、同時に周辺住民に向けて農畜産物の販売・摂取の停止と受診を呼びかけた。「郡医師からボースハイデ、ハーゼンハイデ、コーラーツハイデ、クヴェーハイデ、およびハーン駅近隣の住民たちの化学的な砒素中毒が確認されて以降、ハーン駅そば

11) バルメンで創業したバイエル染料会社は、他の企業が1880年代から溶剤をニトロベンゾールに転換した後も廉価な砒素を使用し続けて、その処理をハーン工場に委ねていた (Spelsberg, 1990, p.238)。

表5 1868-1887年ハーン亜硫酸処理工場をめぐる闘争

認可申請・闘争	審査手続き	要 旨
(1) 工場建設と最初の抵抗 1) Ellscheid 村での闘争	(1868-72年) 68年11月認可申請と異議 68年11月国王政府の認可決定 69年1月反対派の抗告と商務相の決定	シュテスと共同：住民10名、王立鉄道局、村会2つの異議申し立て (p.249) 住宅までの大きな距離：アニリン条例に条件を追加して認可発給 国王政府の決定を追認：国王政府も、これ以上の代替立地探しには限界ありと回答 (p.250)
2) 新たな認可申請	70年4月認可申請と異議 70年5月H市長の苦情書 70年5月企業家の意見書 70年10月意見聴取会 70年11月アルトーベ博士の鑑定書 70年12月国王政府の認可決定 71年2月28日H市長の聞き取り調査 71年3月7日バイヤー博士の鑑定書 71年3月10日意見聴取会 71年5月国王政府の認可発給 71年7月7日バイヤー博士の鑑定書 71年12月H市長の苦情書 72年2月15日H市長の苦情書 72年4月9日バイヤー博士の鑑定書	生産装置の変更(レトルト炉から焙焼炉へ)：住民14名、H市長、村会3つが健康・農業被害を危惧 砒素含有ガスの発散(郡医師の立ち入り検査で確認)：実力行使して生産停止→国王政府も支持 (p.251) W 繊維工業の高い染料需要：亜硫酸処理の再開の必要性を強調 住民「毒工場」の危険性を主張：アルトーベ博士は「製法の安全性」を強調 化学知識の欠如からくる杞憂と一蹴：試験生産を提案 アルトーベ鑑定書に基づく認可発給：条件として医療評議員バイヤー博士の定期的立ち入り検査 労働者の証言：生命の危険を感じる健康被害(砒素中毒)と労働不能 (p.252) 労働者の潰瘍を確認：工場の労働条件でなく「労働者の不注意」→生産続行に問題なし 反対派(立ち入り検査の事前通告)：国王政府はバイヤー博士の提案通り、生産続行を許可 焙焼炉の使用に認可 砒素含有蒸気の濃縮・冷却は不十分だが、大気中への発散はない：但し、工場から500米の場所で工場内と同じ悪臭 砒素・石炭ガスの発散と鉄道職員の健康被害：バイヤー博士は立ち入り検査後、H市長の指摘を誇張と片付ける 認可条件違反の続出：砒素残滓の野積み、廃水の街路上排出、窓から粒子発散、濃縮装置への給水不備 (p.254) 認可条件は遵守：H市長に建設許可を要求
(2) 炉の爆発と一時的生産停止 1) 事故後の汚染拡散：実力行使	(1872-76年) 72年半ば爆発事故 72年9月半ば商務省宛の苦情書 72年11月12、22日証人尋問会 72年11月25日H市長の生産停止 72年11月29日国王政府からH市長宛書簡 72年12月3日E新聞の投書記事	企業家の報告なく詳細は不明：陶器製レトルト炉の爆発(11月に鉄製と交換) 立ち入り検査の事前通知という不正、砒素カルシウム管理の不備から健康・動植物被害 (p.256) 56名の証人(1人が工場労働者)：吐き気、呼吸困難、頭痛、下痢など砒素中毒、牛も13頭死亡 (p.257) 国王政府に無断で生産停止：周辺の農畜産物の販売・消費禁止(3人の化学者の分析による砒素検出) (p.258) 「営業条例」第51条(公益を著しく害する営業の停止)には当たらず：生産停止中の損害賠償義務 企業家のH市長非難：住民の扇動、集会・新聞報道と中央政府への嘆願、工場労働者の騒動 (p.259)

第一次世界大戦前ドイツ化学工業をめぐる環境闘争の指導者と労働者の役割 (2)

認可申請・闘争	審査手続き	要 旨
2) 抗告審	<p>72年12月7日 E 新聞の投書記事</p> <p>73年1月証人尋問会</p> <p>73年2月27日企業家から国王政府宛書簡</p> <p>73年3月7日国王政府から商務省宛書簡</p> <p>73年3月12日反対派から商務省宛書簡</p> <p>73年3月20日商務相から国王政府宛書簡</p> <p>73年7月2日国王政府の認可決定</p> <p>73年9月12日バイヤー博士の鑑定書</p> <p>74年3月26日反対派の抗告</p> <p>74年7月3日商務相の決定</p> <p>74年10月アルトベ博士の鑑定書</p>	<p>郡医師の反論：近隣住民の甚大な被害、苦境にあえぐ住民の保護は市長の義務、実力行使はやむを得ず</p> <p>コブレンツから引っ越してきたばかりの眼科医：16名の証人中9名に眼球麻痺（砒素中毒）を確認</p> <p>バイヤー博士の支持を得て昇華炉の認可申請：W 繊維工業の高い染料需要と生産再開の要求 (p.260)</p> <p>生産停止の違法性：それでも激しい抵抗、商務相の判断に決定を委ねる (p.261)</p> <p>事故の原因となった炉は、新規の認可取得まで運転停止：最終決定まで生産停止</p> <p>昇華炉の認可発給を前提に、炉の運転許可という妥協案</p> <p>6月までに調査終了：バイヤー鑑定書に依拠した認可発給→中毒は事故のせい、生産工程からの被害は例外</p> <p>健康被害は存在：中毒は集団ヒステリー、労働者の不注意か企業家への憎悪、労働者の良好な健康 (p.257)</p> <p>1年間の生産停止中の大気浄化と健康の回復：砒素を使用しない染料製法もあるが、コスト高で採用されず (p.263)</p> <p>国王政府の認可決定を迫認</p> <p>市長の立ち入り検査：事前通告なかったが、大きな被害発生の危険性はない (p.264)</p>
<p>(3) 工場火災と認可違反</p> <p>1) 認可条件違反</p> <p>2) 工場火災と認可違反</p>	<p>(1876-77年)</p> <p>76年6月 H 市長の苦情書</p> <p>76年6月27日国王政府の決定</p> <p>76年8月6日工場長・労働者の証言</p> <p>76年8月7日 H 市長から郡長官宛書簡</p> <p>76年8月16日郡医師の報告書</p> <p>76年9月4日国王政府から郡長官宛書簡</p> <p>76年9月6日企業家から国王政府宛書簡</p> <p>76年9月18日 H 市長から郡長官宛書簡</p> <p>76年10月27日国王政府の決定</p> <p>76年10月27日国王政府からバイヤー宛書簡</p> <p>76年11月8日 H 市長の立ち入り検査報告</p> <p>76年12月9日アルトベ博士の報告書</p> <p>77年3月裁判の判決</p>	<p>W 染料工場の砒素含有残滓の処理・再生のための認可：英国産を購入・加工 (p.264)</p> <p>英国（外部）産の砒素・酸化合物の加工処理の禁止</p> <p>焙焼砒素石灰を詰めた樽からの発火：但し、詳細は不明</p> <p>火災被害の報告：昇華炉・灰保管庫（樽200個）・濃縮塔の消失→砒素・酸化合物の大気中発散</p> <p>立ち入り検査：工場の活動停止、労働者は素手で砒素化合物の処理、栗の葉の腐食→労働者・住民被害はない</p> <p>英国産の加工処理は認可違反：裁判に訴えて処罰する意向 (p.265)</p> <p>英国産の加工処理は認可違反に当たらず：裁判を受けて立つと居直り</p> <p>火災発生の数日前に英国産の保存・加工を確認</p> <p>責任者全員を裁判にかける</p> <p>砒素化合物の貯蔵に関する認可申請を拒否：爆発原因は不法な貯蔵、裁判による罰則適用</p> <p>荒れた工場施設で杜撰な経営：亜硫酸・硝酸混合液の漏出（労働者がすくい取り）、フクシン残滓の散乱等</p> <p>驚くべき惨状：防水壁面の亀裂、崩壊した保管樽の放置、砒素含有チリの飛散、化学知識のない職場長 (p.266)</p> <p>認可違反（外部産加工処理）と事故：3名の責任者に150マルクの罰金、控訴審も判決を追認 (p.267)</p>
<p>(4) 装置更新の申請と抵抗</p> <p>1) 老朽施設の継続的更新</p>	<p>(1878-79年)</p> <p>78年5月企業家の認可申請</p>	<p>経営効率改善のため老朽化した焙焼炉・昇華炉の技術的要請に応じた更新 (p.268)</p>

認可申請・闘争	審査手続き	要 旨
2) 抗告審：国王政府決定を修正	78年6月反対派の異議 78年10月18日意見聴取会 78年11月10日営業監督官の鑑定書 78年11月半ばバイヤー博士の意見書 78年12月9日国王政府の認可決定 79年1月4日フライターク教授の鑑定書 79年1月10日反対派の抗告 79年4月29日商務相の決定	継続的経営によりガス発散の危険上昇：特に、ガス温上昇と濃縮・冷却装置の不備 企業家（正常値25-30度C）、フライターク教授（炉と冷却装置に高温温度計の設置、定期的監視） ヴォルフ博士：温度計設置と監視の提案に賛同→特に、これまでの杜撰な経営姿勢を批判 営業監督官ヴォルフ博士の意見に賛同：但し、企業家の杜撰さは否定 条件付きの認可発給：最高温度は60度C、温度計の設置は義務化せず（10度前後の上昇は起こりうる）（p.269） 理由説明もなく60度Cと高温設定：W染料工場のみ利益、100%危険回避できる場合のみ工場生産を受け入れ フライターク教授の鑑定書：砒素化合物の国家統制の必要（p.270）→2月2日に反論書 国王政府の決定を抜本的に修正：最高温度（35-40度）と温度計設置の義務化→企業家の杜撰な経営にも警告
(5) 有害ガス排出と動植物被害 1) 砒素中毒の再発 2) 濃縮・冷却施設の不備 3) 植生被害と妥協的対応 (6) 工場の生産停止と閉鎖	(1879-81年) 79年11月7日H市長から郡長宛宛書簡 79年11月24日工場長から郡長宛宛書簡 79年12月8日アルトローベ博士の鑑定書 79年12月9日工場労働者の苦情書 79年12月22日営業監督官の報告書 81年6月11日周辺農民の証言（H市長宛） 81年6月21日労働者15名の証言 81年6月29日営業監督官の鑑定 81年7月2日郡長官の意見書 81年7月12日営業監督官の報告書 81年7月14日H市長の調査報告 81年7月29日H市長の苦情書 81年8月16日営業監督官の報告書 81年9-10月国王政府の決定 88年4月6日H市長から国王政府宛宛書簡	経営拡張後の家畜被害：3人の証言（p.271） 工場の排出ガスと家畜病状との因果関係は否定：「近隣住民との友好のため」損害賠償請求に応ずる 牧草地の砒素汚染と家畜の砒素中毒を確認：同時に蜜蜂被害にも言及 国王政府宛に劣悪な労働環境を訴える：長時間ではないが亜砒酸の拡散→立ち入り検査へ 濃縮装置の温度計近辺の導管に穴：蒸気の漏れ、家畜の中毒は確認できず、土地賃借による解決を推奨（p.272） 麦畑・採草地・森林の被害と蜜蜂の死：21人の証言→職場長は濃縮・冷却装置への給水不備に原因（p.273） 相対立する証言：給水の不備の有無、その原因として針金切断、そのなかで生産継続（p.274） 工場周辺60-150米の植物被害：濃縮・冷却施設の欠陥と砒素汚染→工場閉鎖を勧める ヴォルフの鑑定結果を尊重：昇華炉の閉鎖に向けて「営業条例」第147条第2項の検討に移る 昇華炉の改善とガス中の砒素濃度低下 2人の化学者の調査：被害植物と死んだ蜜蜂から砒素検出、畑地・庭園・採草地も汚染（p.275） 2日間夜間に大量の砒素蒸気排出：東・南方向の500米の農地・家畜被害→生産の全面停止を要求 濃縮・冷却装置の機能不全の常態化、根本的改善のため1日生産停止を要求 生産停止や裁判による罰金刑を課さず：認可条件（排出ガスの分析と記帳の義務化）で処理（p.276） 87年4月30日に正式に生産停止：その間、史料が伝来せず、早期的な生産停止の可能性

(注1) 略号：E→エルバーフェルト、H→ハーン、W→ヴッパータール

(注2) 要旨に挙げた頁立ては、Henneking, 1994による。

の亜硫酸工場は、国王政府による指示があるまで私（市長）の一人存で閉鎖された。それら村落の住民に対して野菜、果実、家畜用の飼料、牛乳、家畜、蜂蜜の販売が禁止され、その摂取に警告が発された。化学的な酸に汚染された野菜は白い斑点によって容易に見分けられるし、病気になった家畜のミルクは、一部でチーズ成分が欠けている。あらゆる農産物、病気にかかった牛の尿と斃死した牛の肝臓・毛・皮膚からは、化学者3人による分析の結果、砒素が検出された。病人のいる家族には直ちに医者診察を受け、医者の処方により砒素中毒に効果のある薬を薬局から求めることを勧める」(op. cit., p.258: 傍点は筆者)。これに対して国王政府は、正当な根拠があるとは認められないと判断したが、それだからといって生産の再開に向けて努力はせずに事態を静観した (op. cit., p.259)。ここで言う正当な根拠とは、「北ドイツ連邦営業条例」第51条に記載された前述の要件だと考えられる。それと相容れないと判断されたとすれば、事前協議権に加えて事後的経営停止権の行使を認めていた、あの隣人権の名残なのだろうか。もしそうだとすれば、同条例の第26条が隣人権に基づく営業停止請求の禁止を明記しているだけに、その根強い生命力をうかがわせて興味深い (BG, 1869, p.252)。

イエガーは、この実力行使に憤慨した。12月3日付けで『エルバーフェルト新聞』に掲載された投書記事は、ハーン市長に怒りをぶつけている。「ハーン市長は、我々の工場を（常々）苦々しく思っていたが、つけいる隙をなかなか見いだせないうえに、我々とともに歩んだこともあったが、時には上級当局（国王政府）とも激しく争った。あえて書き添えておくが、文字通り我々の工場に抵抗するよう農村住民を扇動したので、近隣住民たちからミツバチの死に関する苦情がしばしば寄せられるようになった。心をかき乱すような多数の新聞報道が行われたり、ハーンにおいて集會が開催されたりした。さらにベルリン（中央政府）に嘆願書が送付されて、住民と工場労働者の参加した騒動を喚起して脅迫させしている」(Heneking, 1994, p.259: 傍点は筆者)。現役の工場労働者も住民と連携して戦っていたのである。74年1月16日バルメンで開催された証人尋問会において反対派の代表者ヴェーヴェーが、認可条件違反を証明するために「元」工場労働者3名を召喚するよう提案したのも、この出来事に触発されてのことかもしれない。

郡医師は、市長の行動を擁護してただちに反論した。12月7日の『エルバーフェルト新聞』の投書記事は、ハーン市長が法にのっとった穏便な対応を示してきたこと、今回の実力行使が多数の住民の健康・財産被害を危惧したやむをえざる措置だったこと、の2点を強調している。「実際に亜硫酸工場から大きな被害を受けた署名者（郡医師）と近隣住民たちは、正当な苦情理由に基づき、また困窮（農牧畜被害）に駆り立てられて、ハーン市長に助けを請わざるをえなかった。行政区域内の苦境にあえぐ住民に力添えするのは、市長の義務ではないのか。市長の不在（出張）中は平穏であり、住民たちも工場と友好的だったという亜硫酸工場所有者の指摘に対して、事実にもとづいて、次のように申し述べたい。住民たちの苦情は、警察権をもつ市長から一度は拒否された。その際に市長は、政府（決定）に反する行動をとるような事態は避けたいと、常々言っていた」(op. cit., pp.259-260)。

ここまで事態を悪化させた大きな原因は、医療評議員バイヤー博士の医者・科学者の良心をかなぐり捨てた企業家擁護にあった。73年7月2日国王政府による昇華炉の認可取得を条件に経営再開を認めた後に作成された鑑定書のみをみよう。まず、砒素中毒の症状は一部に認められはするが、大半は

「集団ヒステリー」に過ぎないと片づけている。「その症状から判断して（砒素中毒とは）ほとんど無関係の産褥熱や性的不能までもが、工場の責任とされていた」(op. cit., p.257)¹²⁾。それに続いて労働者からの聞き取り調査の結果、彼らの健康状態はおおむね良好だと判断した。最後に、それと関連して闘争に参加した労働者を、先に引用した通り、不満分子と呼び非難した。

このバイヤー博士の見解について、次の2点に注意を喚起しておきたい。一つは、解雇された元労働者だけでなく、現役の労働者が参加していた事実をあえて不問に付していることである。ヘンネキンは、家族ともども路頭に迷う覚悟でもなければ、企業に不利な発言はできないと表現したが、それにもかかわらず参加せざるを得なかった事情こそが問われるべきである (op. cit., p.258)。ハーン工場の操業開始直後から、危険で劣悪な作業環境を市長・国王政府に繰り返し訴えてきたが、バイヤー博士の一貫した企業家鼻息もあって一向に聞き届けられなかった。もう一つは、史料中の「糧主」の表現からうかがえるように、バイヤー博士は、労使関係のあるべき姿を家父長制（家族主義）と理解している¹³⁾。これは、先述の1877年「工場規則」に通底する考えだが、事故の原因を全て労働者の不注意に帰す姿勢とも併せて、不満の鬱積をもたらすことになった¹⁴⁾。

その辺りに、もともと地域社会に根をはっていない工場労働者の一部が、ハーン市長の呼びかけに応えて生産停止のための運動に参加した原因があったのだろう。バイヤー博士は、事故・罹病の原因を労働者の不注意に帰すときに、労働者の地理的出自に関して次のように言っている。「工場における作業は、周辺地域にあって評判がよくないので、余所からの労働者だけが雇用されている。彼らも、仕事が気に入らないか、健康を損ねたと考えれば直ぐに退職する」(Beyer, 1876, p.77: 傍点は筆者)。作業に危険はなく中毒症状も例外と述べながらも、近隣地域から労働者の補充は難しいと認めており、よそ者が労働者の中核をなしていたからである¹⁵⁾。

その点で、鉱山・精錬所労働者が近隣住民とともに戦った、1855年ザクセンのフリートベルク精錬所をめぐる環境闘争とは明らかに一線を画している。同年5月コンラート村の農民たちが、工場の排出する煤煙による耕地被害を訴えて損害賠償請求の訴訟を起こした (Andersen/Ott/Schramm, 1986, p.181)。それに便乗するかのように工場・鉱山労働者5名も、同様の被害を訴え所有下の小地片の買い上げを要求した。「家畜用飼料はひどく汚染されているので（食べれば）家畜は病気に罹ってしま

12) 1876年の著書の中でも平然と次のように書き記している。「その種の臭気は、あらゆるアニリン染料工場で確認できるが、ハーン工場の周辺住民たちからは、誤って砒素の燃焼時に発生するニンニク臭と見なされており、それを嗅いだ人の多くは、砒素中毒の前兆となると思いこむほど恐怖を抱いている」(Beyer, 1876, p.76)。

13) H. ヘルベルツの論考が教えるように、1870年代以降ヴッパータールの労働運動は組織化を強め政治色を帯びようになってくるが、バイヤー博士は、それ以前の状況を肯定的に捉えていた (Herberts, 2001, pp.131-137)。ただ、K. テンフェルデは、ルール重工業地域における階級形成が「社会主義者鎮圧法」など政治的締め付けのなかで遅れて第一次大戦前までずれ込んだとする所説を提示しており、既述の「工場規則」の特質とも併せて、そのような時代・地域状況を反映しているのかもしれない (Tenfelde, 1990, pp.198-199)。

14) 化学連盟も、福利施設や児童労働問題に関しては、常に家族主義的視点から労使協調の姿勢を前面に押し出していた (田北, 2015a-2, pp.22-23)。

15) K. ポライの業績によれば、バイエル会社はレヴァークーゼン工場の非熟練労働者をドイツ帝国全土のみならずポーランド・チェコからも雇用していたが (Pollay, 1952, pp.193)、これは、すでにヴッパータール時代に始まっていた。19世紀末にエルバーフェルト化学工場には515人の北東ドイツ出身者と480人の東部プロイセン出身者が雇用されていたことが知られている (Hoth, 1975, p.77)。

う。また、飼料大根の葉は黄色くなっている。おまけにジャガイモは、石けんのような臭気がする」(op. cit., p.181)。結局、買い取り価格が折り合わず、監督官庁である上級鉱山局から購入は拒否された。彼らは小地片を所有し、農牧畜業も兼営しており、当該村落の構成員だったのである¹⁶⁾。

もう一つの労働者の積極的参加を示す事例は、1879年12月労働者2名による国王政府宛の苦情書送付である(Henneking, 1994, p.270-271)。1876年8月の工場の火災後に立ち入り検査を実施した郡医師ペーターマンの報告書から明瞭に読みとれるように、危険で劣悪な作業環境の改善を要求していた¹⁷⁾。今回は、「長時間ではなかったが、一時的に雪の降ったような状態」(op. cit., p.271)を出現させた亜硫酸の飛散を訴え、メットマン郡長官から立ち入り検査の必要性を指摘されたが、医療評議員バイヤー博士の妨害もあってか抜本的な改善はなかった。

このように工場内環境と工場外環境に深刻な被害を与える「毒工場」¹⁸⁾における危険な作業環境と有害物質の絶えざる排出という共通の経験が、一部労働者の住民との連携した行動に駆り立てたことは間違いない。その伏線として、砒素中毒という顕著な健康被害と相次ぐ財産・動植物被害の発生と、医療評議員バイヤー博士の一貫した企業寄りの調査報告のため一向に事態が改善されなかったことを、忘れてはならない。しかし、それらは、この時期労働者が雇用主の工場に起因する被害に立ち上がった、希有な例に止まっていた。

むすび：検討結果の要約と学説史への位置づけ

(1) 要約

第一次世界大戦前の双子都市ヴッパータールと小都市ハーン、およびデュッセルドルフ郊外のローハウゼン村を舞台にした環境闘争から判断する限り、本論の課題である指導層の社会経済的出自と、そこで労働者の果たした役割とに関して、次の3点が確認できた。

第1に、初期工業化期を特徴づける農業・産業利害の正面からの対立は、まだ農村的景観を色濃くとどめていたローハウゼン村と小都市ハーンとで発生した闘争に限られる。1875-77年主力工場の移転直後に発生したイエガー闘争では農場主3人が中心的役割を果たしていた¹⁹⁾。しかし、デュッセルドルフとの合併前夜の1907-09年のイエガー闘争では、企業家2人とデュッセルドルフ市当局が抗告審まで戦っており、その間の工業化の進展を窺わせている。小都市ハーンは人口も少なく農耕市民的特質をとどめていたためか、イエガーの亜硫酸処理工場から1888年バイエル会社のメルカプタン工場を経て1891年ダール会社の化学工場まで、ヴッパータールのいわば汚染の転嫁地とされてきた。その間、

16) フリートベルクの事例は例外ではない。テンフェルデの1990年論文によれば、ルール地方の鉱山労働者も少なくとも「三月前期」までは職場近くの農村部に居住し、小地片を所有していることが当たり前だったからである(Tenfelde, 1990, pp.128-129)。

17) 「労働者たちは、素手で砒素化合物の回収に当たっていた」(Henneking, 1994, p.264)と、述べている。

18) バイエル会社の50年史において使用された表現である(Henneking, 1994, p.277)。

19) ヒュッテンベルガーは、この闘争を19世紀第四四半期デュッセルドルフ行政区における環境闘争の典型例に挙げ、その指標の1つを農業・産業の対立に置いているが、ヴッパータールの一連の闘争を考慮するとき、むしろ例外である(田北, 2009, pp.69-70)。

農民多数が健康・財産（耕地・家畜・森林）被害を訴えて闘争に参加しており、また市長もそれを後押ししていた。

しかし、それ以外の闘争では、1870年代「西部ドイツ最大の産業都市」ヴッパータールの経済社会構造を忠実に反映するかのようになり、工場主・小業者・専門職・不動産所有者など所有市民が主要な担い手となっていた。1845年ヴェーゼンフェルトは闘争に参加した家内労働者を資格外と論じたが、それも裏側からその点を確認している。あるいは、いずれの闘争でも工場主が主役を演じていた事実を鑑みると、この時期の環境闘争を企業家相互間の対立と捉えることも可能であろう。角度を変えれば、隣人権や都市条例にうたわれた既存の社会ルールに配慮する企業家と、経済的利益を最優先させる企業家のせめぎ合いとも見なせるわけで、制度的過渡期の特徴と見なせるやもしれない（田北, 2012, pp.48-49）。ただ、企業家の従事する産業部門は時代的に大きく変化しており、1860年代以降の都市経済構造の転換と多角化を反映しているかのようだ（Hoth, 1975, p.231）。1840-60年代のヴェーゼンフェルトとイエガーの2つの闘争と1870年代のイエガー闘争とを指導した企業家を比較したとき、漂白・染色業者から機械製造業者への重心移動を確認できるからである。1880年代から1890年代のダール闘争を見ても、指導層の社会経済的特質の点で大きな変化はない。一部に果樹園経営者や都市美化協会代表のフォン・ハイト男爵が加わった程度である。

第2に、自治体当局は、指導者の中核をなす有力市民の要請に応えるかのように、大半の闘争において反対派市民を支持していた²⁰⁾。その例外は、1863-68年イエガー闘争と1883-85年ダール闘争である。前者の場合、この時期の双子都市ヴッパータールの市長としては例外をなす開発派のプレットによる徹底した企業家支援の結果だったし、また後者は「社会主義者鎮圧法」下に頻発する反産業運動のなかで明確な姿勢表明を自粛した、特殊な政治社会的事情のためだった。双子都市ヴッパータールの化学工場から排出される有害物質・ガスの投棄場となった小都市ハーンの市長も一貫して工場建設・移転に反対していた²¹⁾。

なお、この事実が、企業城下町を念頭に組み立てられてきた接近方法に幾重にも反省を迫っていることにはI-(2)で詳述したので反復は控える。市当局は、企業家による都市経済への多大な貢献を強調する主張をそのまま受け入れたのではなく、公衆衛生や既存の社会ルールをも考慮しつつ慎重な意思決定を行ったこと、その意味から経済還元主義的な暗黙の前提からは出発できないこと、そして欧米都市環境史が近年注目している政治的意思決定過程の重要性が明らかになったこと、の3点を再確認しておきたい（田北, 2016a-1, pp.63-66）。

第3に、環境闘争における労働者の役割は、能動的と言うよりは、むしろ受動的だった。労働者は、

20) 経営拡張が、近隣住民の不利益・危険を大きく拡大する場合、都市外縁部ないし市外に工場を移転するという社会ルールが、1870年代半ばまで生きていたことを明記しておきたい。それを伝える代表的な史料として1872年12月19日反対派住民が商務省宛に送付した反論書がある（典拠を含めて、田北, 2012, pp.32-33を参照せよ）。

21) 1891年ダール会社の移転計画に際してエルバーフェルト上級市長は、国王政府・商務相による認可拒否決定に関する文書と、それらが拠り所とした営業監督官・実業学校教師の鑑定書、計5点を送付して、間接的ながら抵抗を呼びかけている（田北, 2015）。化学工場の市外移転を余儀なくしたエルバーフェルト市当局は、汚染の市外転嫁を歓迎してはいなかったのである。

ハーンにおける2度の闘争を除けば、環境闘争に直接参加することはなかった。双子都市ヴッパータール染料工場から出る砒素含有廃棄物の再処理に当たるイエガー工場の劣悪な作業環境と砒素中毒の類発とが、その根底にあった。作業環境の根本的改善を求めて国王政府に嘆願を繰り返したが、効果は上がらなかった。その最大の要因は、実地調査・鑑定書作成を担当した医療評議員パイヤー博士の科学者の良心かなぐり捨てた徹底的な企業家擁護にあった。加えて、運動参加者を「糧主」（工場主）への不満分子と片付ける、博士の家族主義的な労使関係理解も一役買っていた。それだからこそ、地元出身でなく地域社会に根を下ろしていない労働者の一部が、ハーン市長による音頭取りで始まった工場閉鎖にも参加したのである。この点で1855年フライベルク精錬所をめぐる環境闘争において農業被害の深刻な小地片の買い上げを要求して、同じ村落共同体の一員として戦った精錬所・鉱山労働者とは、その性格を異にしている。

それ以外では、1874年1月の証人尋問会における労働者の証言が目をはく。ただ、機械製造業者2人、染色業者1人の証人として証言した10名の労働者は、イエガー工場からの排出ガスによる健康被害を理由に挙げて、直接闘争に参加したのではない。作業中の健康被害や作業中断、機械・道具の被害を主張して企業家の損害を訴えており、逆に企業家相互間の対立という側面を浮き彫りにしている。なお、この尋問会には、イエガー工場の元労働者3名が反対派住民の証人に選出され、認可違反の証言を得ようと試みられたが、議長役の警察顧問官から拒否された。

以上の事例を除けば、労働者の役割は全体として受動的である。いわゆる認可闘争においては、設定される認可条件を通じて、工場近隣住民ともども有害な原材料やガス・廃棄物からの保護の対象にされている。これを一段と推し進めたのが、認可条件の一つに挙げられた「工場規則」である。本論で扱った7闘争のうち2例がそれに当たる。しかし、危険な作業とその回避手段の列記を通じた労働者保護の徹底という国王政府の意図は、十分に達成できなかった。その理由の一端は、デュッセルドルフ行政官区内に位置する大半の工場が、労働契約・就労規則を兼ねた「工場規則」を持っており、それと混同されたことにあった。それと同時に、企業家・衛生学者の間に、労災・職業罹患の最大の原因を労働者の不注意に帰す見解が広く流布しており、「工場規則」作成のための熱意に欠けていたからでもある。しかし、労使関係を映し出す鏡としての性格を示す「工場規則」から看取できるように、解雇や罰則適用に際して企業家が把握する圧倒的な強権が、労働者の闘争参加の障害となったことは間違いない。ただ、このような時代特有の労使関係が、環境闘争における労働者の役割にどのように影響したかは、次の学説史の検討で立ち返ろう。

それと同時に、企業家は環境闘争において労働者との関係を自らに有利に利用しようとしていた。まず、雇用主（糧主）として都市経済への貢献を強調する姿勢であるが、これはヴッパータールの市当局からは受容されなかった。次に、労働者（家族）の良好な健康状態を前景に押し出し、反対派住民の健康・財産被害との因果関係を否定するやり方である。本論の事例では、イエガーが繰り返しこの論法を採用したが、反対派の反論書から読み取れるように、医者や診断書や労働者の証言のもつ信頼性はもちろん、医療評議員パイヤー博士を長とした公式の委員会報告の信憑性にも疑問が呈されて、審査当局からも受け容れられなかった。結局、それがローハウゼン村への主力工場移転の推進要因と

なった。さらに、労働者保護を名目にした有害ガス・蒸気・廃水の速やかな周辺地域への排出が促進された。これもイエガー会社が典型的だが、いわば「工場内環境」と「工場外環境」を切り離しつつ、1865年アルカリ条例や1891年以降に作成を義務づけられる「工場規則」などを拠り所にして工場内環境を優先させていた。最後に、それとも関連して「その場では甘受すべき汚染水準」原則に一言しておきたい。1870年代アリザリン生産の飛躍的増加と10-12の化学工場の集中立地から、エルバーフェルト西部市区は汚染の深刻化・日常化を経験したが、その原則が企業家から持ち出される時期は遅く、管見の限り1880年代末のダール会社を嚆矢とする。1889-91年2度にわたる認可申請を国王政府・商務相から拒否されたダール会社は、小都市ハーンに立地を変えて再度申請して認可取得しており、その原則に固執せずに立地転換を選好した。ただ、1907-09年イエガー闘争では、認可条件設定の狙いは「大きな」危険・不利益・迷惑の除去に限定されており、認可審査基準における科学技術主義の勝利と並行して、この原則は確立してくるのである。

(2) 学説史への位置づけ

まず、米国環境史研究にあって最も活況を呈している分野の一つである都市環境史の開拓者の一人であるJ. A. タールの所説から始めよう(張, 2012)。タールは、鉄鋼業都市ピッツバーグの事例研究において19世紀半ばの大気・水質汚染の深刻化に対する抵抗運動の火付け役として中産階級(女性)を挙げつつ、それに合流した企業家、都市技術者、環境運動家を指導者に挙げている(Tarr, 2005, 2014)。そのような実証研究の成果に基づきながら2010年論文では、米国都市環境史の第2の転換点をなす進歩主義時代(1870-1920年)の生活改善運動の一つにも位置づけている(Tarr, 2010, pp.78-81)。なお、「はじめに」で見たとおり、ドイツ学界もほぼ同じ立場に立っていることを付言しておく。

この立場をさらに一步推し進めたのが、S. モスレイの著書『世界の煙突』(Mosley, 2001)である。「世界の工場」といわれる綿業都市マンチェスターの深刻な大気汚染を扱った本著は、環境問題を歴史的な文脈内に位置づけようとした力作である。その要旨は、「ヴィクトリア期の労働者・大衆は、煤煙汚染を産業的進歩や雇用・繁栄の象徴と理解し、産業都市の景観の一部として受容した」(op. cit., pp.184-185)の一文に凝集的に表現されている。環境闘争の盛り上がりの欠如を、労働者による健康・衛生状況への無関心に帰す通説に対する批判を意識しつつ、労働者は生活妨害の実態を十分承知していたこと、そして労働組合・協同組合に結集して政治的な影響力を行使できる立場にあったこと、の2点から出発して反論していく。労働者が社会的・政治的に強力な影響力をもっていたなかで、煤煙防止運動に冷淡だった理由が次のように説明される。すなわち、労使共通の体験である、19世紀初頭から1880年代に至る綿業をめぐる経済局面の大きな変化から、都市上空を覆う煤煙は、生活妨害のではなく繁栄の証と受け止められるようになった。それに加えて、広範な市民の暖炉愛好文化に鑑みて、政府・市当局が厳格な法規制を控えたため、事態はいっそう悪化したというのである。

労使共通の経済的体験を重要視し時代・地域を越えて利害の一体性を主張するモスレイの所説は、いかがなものか。大気・水汚染を繁栄の証と見なす見解はワイマール期のルール地方でも声高に叫ばれている。例えば、ゾーリンゲン近郊のヘルシャイト村の村長は、1926年に「我々は、工場がヴッ

パー川に排出している七色の廃水を歓喜をもって迎えねばならない。なぜなら、ヴッパー川が汚れている限り、仕事があるのだから」(Brüggemeier, 1990, p.89) と述べたし、ゲルゼンキルヘン市長も世界恐慌期に「まだ煙を立ち上らせている煙突があれば、うれしいのだが」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.54) と発言している。しかし、そうした見解は、果たして時代・地域を越えて一般化できるのだろうか、疑問を禁じ得ない²²⁾。

総じて、初期環境運動の担い手を中産階級に限定して考えるタールの所説はおおよそ受容できようが、いささか一面的である。また、環境媒体汚染は「雇用・繁栄の証」と解釈したとして、労使の利害の一体性を強調するモスレイの所説は、そのままの形では受容できない。筆者が注目したいのは、ドイツ社会民主主義者による環境理解を歴史的に遡及しつつ概観したブリュッゲマイアーの1988年論文である。この論文は、第二帝政期、ワイマール期、第二次世界大戦後の3期に分けて考察しているが、傾聴すべき論点が多数含まれているので、簡単に紹介しておこう (Brüggemeier, 1988)。

まず、1971年西ドイツ連邦議会選挙に向けて社会民主党主 W. ブラントが掲げた「ルール上空に青空を」という呼びかけは、国民・政党から支持を得られなかった。次いで、それに先立つこと半世紀、プロイセン流水法の改訂をめぐる社会民主主義者 K. リーブクネヒトの政治活動に光を当てる²³⁾。「周辺の大気は汚染され、山からわき出てきたばかりの水は、悪臭を放つ黒色の液体に変わっている」(op. cit., p.149) と述べ、ヴッパー川流域の深刻な大気・水汚染に注意を喚起しつつ、「自然力の産業による制約なき利用・浪費と大衆の健康被害」(op. cit., p.149) を訴える。しかし、ブリュッゲマイアーの狙いは、1970年代以降のエコ時代における現代的な環境論議の起源探してはでない。むしろ、それとは正反対に第二帝政期の社会民主党 (労働運動を含む) による産業と自然・環境に関する理解や問題関心が、時代的制約のもとにあり、まったく別物だったと論証することにある。その意味から、環境問題を時代状況のなかに的確に位置づけながら評価するという1990年代以降ドイツ学界の研究潮流を忠実に踏まえている (田北, 2010, p.2 : 2011, p.91)²⁴⁾。

それに続いてプロイセン議会における流水法改訂に向けた準備委員会での活動が紹介される。産業

22) モスレイは、この利害の一体性を示す証として、1997年京都議定書の批准をめぐる論争に際して全米鉛山労働者同盟が雇用確保を前景に押し出した例を挙げている。著者には、環境史における連続・断絶を考慮して、より慎重な取り組みが必要のように思えるのだが。この点を C. ビスターの提唱する「1950年代症候群」を手がかりにして簡単に述べておこう (田北, 2014b, pp.297-298)。ビスターは、今日のグローバルな環境危機の要因の一つを1950年代以降の原油 (エネルギー) の相対価格低下を基礎にして進行した、産業 (階級) 社会から消費 (大量生産・消費・投棄) 社会への移行から説明していた。別の機会にも論じたように、石油の相対価格の変化以外の経済的要因を軽視する点で、この学説には修正を要しようが、19世紀的な社会経済構造をそのまま適用する手法に疑問を呈したことは傾聴に値する。なお、この関連では1950年代症候群を踏まえつつ「1970年代診断」を提唱した P. クッパーの所説や、産業革命以降の人類の経済活動が地球の進化をさえ左右するようになったと主張する、J. クルーゼンらの「アントロポセン」説を参照せよ (Kupper, 2005 : 田北, 2014b, pp.298-299)。特に、後者は、1945-2015年を「大いなる加速」の時代と呼び、今日の環境危機に向けての決定的な転換期と理解しており、ビスターの所説と大きく重なりあっている。

23) 1912年11月13、14の両日プロイセン議会におけるリーブクネヒトの演説に関する速記録の一部は刊行されている (Brüggemeier/Toyka-Seid, 1995, pp.174-176)。

24) 現在の状況に引きずられずに、歴史的な文脈内に問題を的確に位置づける必要性は、1802-03年バンベルク闘争を扱った論文のなかで強調されている。すなわち、ドイツ最初の総合病院であるルトヴィヒ病院の医師 A. レシュラウプをエコロジカルな医師の開拓者とみなす U. ヴィーゼンクの所説を批判の俎上に載せ、「(近代的医学の地位確立前の) 同時代人の目には多数の競合しあう立場の一つに過ぎなかった」(Brüggemeier, 1996, p.68 : 田北, 2003, p.245) と、評している。

による制約なき水流利用に対して、修正動議を提案したが拒否された。一つは、1972年 OECD 諸国が採択した「汚染者負担原則」を想起させるかのような「原因者の費用支払いによって効果的な（廃水）浄化を行うべき」との主張である。あらゆる用途に利用できるようにするために、必要な廃水浄化の技術的措置を講ずべきだという。もう一つは、無認可営業と認可条件違反に対する人民裁判の提案である。国王政府や市当局に限らず公益に関心もつ市民には、「監視当局の施策が採用されている限り、水・大気汚染に反対するための裁判を起こす権利が留保されている」(Brüggemeier, 1988, p.150)。ヴッパー川の汚染が一向に改善されない事例を引いた論法は、十分説得力を持っている。「ヴッパー川に立ちかえろう。レムシャイトそばの住民たちが、悪臭に耐えかねて河川管理当局に惨状の改善を要請した。この当局は、(改善指示の) 決定を下したが、それでも惨状は継続したままだった。私の考えによれば、彼らには人民の利益において独立した裁判機関における最終決定までの間、大衆の利益がかくも長い間実際に損なわれうるか否かに関する確認のために訴訟手続きをとる権利が保証されるべきである」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.32)。「この制度は、法的な保護を私人の手に委ねるべきではなく、また委ねることができないような一般的な利害の擁護が問題となっている場合、疑いもなく賢明で有効(な手段)である」(Brüggemeier/Toyka-Seid, 1995, p.176)と有効性を主張した。これは労働階級を超えた呼びかけだったが、議会で少数派に過ぎない社会民主党の提案が受け入れるはずもなく、「人民裁判がプロイセンに導入されれば、プロイセン全体が社会民主主義者に引き渡されることになってしまう」(Brüggemeier, 1988, p.150)との理由から一蹴されてしまった。それに続いて視野を議会活動から労働運動に拡大しつつ、この時期の環境保全の特質を抉り出していく。

まず、労働運動は環境・自然保全を目標に定めていず、そもそも生態系の相互依存関係も知られてはいなかった。したがって社会的な迷惑・不利益の完璧な除去ではなく、よりよい廃水浄化施設の建設、優れた処理法の採用、高い煙突や吸塵装置の設置を通じて、大気・水浄化を徹底して労働者の健康を維持することが、主要な目標だった。換言すれば、環境問題の解決は、科学技術の進歩に委ねられていた。もちろん、廃水の適切な処理に向けて敷地確保や施設建設・装置設置には莫大な費用がかかることから、ヴァイゲルトの提唱した前述の「犠牲区間」に象徴されるように、企業による回避行動は承知していた。しかし、その場合でも「海は全てを受けいれて浄化するために十分に大きい」(op. cit., p.150)とあるように、海洋のもつ無限の浄化能力に対する絶大な信頼が、最後の切り札となっていた。既述のように、衛生学者ベッテンコフファーの主張する河川の高い浄化能力説は、労使双方から共有されていた (Brüggemeier/Toyka-Seid, 1995, p.106)。いや海洋だけでなく、大気のもつ「無限の浄化能力」も社会的に広く受容されていた。

次に、社会民主主義者の批判の矛先は、資本主義、特にその発展を牽引する巨大企業に向けられており、それと対照的に自然資源の過剰利用は容認されていた。「大衆も労働者も産業の繁栄と発展とに高い関心を持っている。かつて誰が、それを争ったことがあろうか。我々は、産業に敵対するあらゆる措置に対して明白に反対してきた……伝統的な所有権(農民・漁業者)を守るよりは、自然の諸力を私的資本に委ねる方がよい。さもなければ、(経済社会の) 全般的発展に鑑みると、はるかに生産的になるはずの自然の諸力が、利用されないままにおわり、したがって非生産的で荒廃に委ねられて

しまうからだ」(Brüggemeier, 1988, pp.150-151)。工業化の進展は、第一次部門と比較して生産力発展と生産性向上の両面で肯定的に捉えられている。

これらの考察結果を踏まえたブリュッゲマイアーの結論は明快である。この時期に社会民主主義者は、工業化に伴う自然の過剰利用を容認しており、深刻化する環境破壊・汚染には科学技術的成果による対応を強調していた。革命的ないし改良的な道のいずれをとるにしても、資本主義の発展と高度な工業化は、労働者の組織化による社会変革の前提と考えられていた。したがって、汚染源である産業・自治体(家庭)に対しては希釈化と法規制(人民裁判を含む)の徹底を呼びかけることが、その要求の柱だったのである。

以下では、リープクネヒトを軸にしたブリュッゲマイアーの所説に、労働現場の状況を熟知した社会民主主義者シュナイダーの著書に依拠しながら、補足説明を加えておこう。

寡占的巨大企業を担い手とする資本主義に対する批判は、複数の章・節にまたがり主要テーマになっている(Schneider, 1911)。緒言の「化学工業の発達」では、株式会社への移行とカルテル・シンジケートの形成という資本の集積・集中を梃子にした巨大企業の形成と市場支配、他の産業部門と比較した高利潤と高い資本配当(高い搾取度)という特徴、および極端に危険で単調な作業環境のもとでそれが達成されたこと、の3点が書かれている(op. cit., pp.1-4)。第3点はその著書の主題だが、「社会的負担」の章では、1907年バイエル会社の営業報告書を使いながら他の2点が批判の遡上に載せられる。「外国と比べてドイツにおける製造条件は年々厳しさを増してきている。これまで以上に高い税負担を産業に求め、特に社会政策関係の重い負担を課し、さらには販売(カルテル)協定の結成を困難にしようとする立法府の行動によって、工場経営者の信頼は動揺を来している。労使間の良好な関係は、計画されている膨大な数の規則によって、促進されるどころか阻害されている」(op. cit., p.78)。一連の社会立法により支払いを余儀なくされた保険料負担やカルテル制限といった施策が、労使関係にも悪影響を与えかねないと苦情を鳴らしている。しかし、この営業報告書から判断する限り、社会(保険料)負担は株式資本金額2,000万マルクの1%に過ぎない。株式配当は756万マルク(36%)だが、およそ7,800人を数える労働者・職員に支給される賃金は698万マルク(35%)、後に問題となる福利施設は104万マルク(5%)に過ぎない。作業環境の危険を周知徹底するための教化活動を含め労働者の団結権にまで規制を加えようとするバイエル会社のやり方をデュイスベルク・システムと呼び「慈善と福利の外皮のもとで人間を僕・奴隷とする」(op. cit., p.81)と評価したのも当然であろう²⁵⁾。

次に、「福利施設」を扱った章は、2重の意味から注目される。一つに、化学連盟が営業監督官の年次報告書を扱った論考の中で「労働者から評判がよい」(田北, 2015b-2, p.28)と自賛した福利施設を、

25) 1905年デュイスベルクは、労働者教化を目的とした労災組合主催の講演会を次のように批判している。「労働者委員会・労働組織は、労働者の化学工業から他の産業部門への逃亡を促進し、ドイツにとって重要で巨大な化学工業の海外移転を余儀なくしてしまいかねない……もし、私が労働者だったら、本日まで行われたレヴィン教授の講演を聴き、その話を信用すれば私は(工場から)逃げだして、できるだけ化学企業に就職しないようにするだろう」(Schneider, 1911, p.70)。1902年ヘヒスト会社のエオシン染料工場の労働者が、膀胱がん発症の恐れのあるアニリンとの接触を嫌って「稼ぎは少ないが、汚染や迷惑な蒸気のない他産業で働く」(Spelsberg, 1990, p.52)と述べて、揃って1年以内の解約を通告したことを想起すれば、その発言も決して誇張とはいえない。

労働者がどのように見ていたかが分かる。もう一つに、労働者・職員住宅に関する叙述が環境汚染に言及しており、本論の課題を考えるための素材を得られることである。

まず、福利施設は、労働者からの搾取分のうち賃金に振り向けられるべき残額から、法的には禁止されている現物支給の形で提供されたものと解釈されている。企業家や衛生学者は、労働者保護のための施設だと言うが、その本質は「スト防止の目的」(op. cit., p.73)、労働者の団結権への挑戦と理解されている。「多くの企業家は、福利施設を不満分子に対する一種の解毒剤と考えている」(op. cit., p.i)、「労働争議の発生に対する予防手段」(op. cit., p.78)との文章が、その端的な表現である。この点、労働者・職員住宅についても変わらない。工場外における労働者の活動を日常的に監視するための手段の一つとも見なされている。それを裏付けるかのように、煩瑣な入居条件が設けられ、また退去時の菜園収穫物・垣根建設費などに対する物的補償もなく、福利施設とは評価できない。

それに続いて、労働者・職員住宅が福利施設からほど遠いことを、深刻な環境汚染と関連づけつつ論じていく。すなわち、「化学工場から排出されるガス・蒸気が住宅・住居者に与える被害」(op. cit., p.76)は、工場との距離近接もあって最大の欠点と理解されている。大規模な化学工場の周辺には、発育の止まった植物と若葉も色あせて落ちてしまった森林が広がっており、「洞察力のある人であれば、工場近くの住宅に暮らす人々も萎縮させるに違いないと考えるだろう」(op. cit., p.76)と述べて、健康被害にも注意を払っている。それを裏付けるために2種類の史料を挙げている。一方は、1910年ザクセン農業会議所の行った調査報告書であり、カリ工場からでる廃水と降灰による広範な農作物被害が論じられている。もう一方は、近隣住民による健康・財産被害をめぐる裁判史料であり、工場の市外移転、泉汚染と代替水源の確保、損害賠償支払いなどの事例が紹介されている。「工場の危険地域内で家族は有害なガスを呼吸し、子供達は悪臭を放つ大気のもとで成長せざるをえず、早世するに違いない」(op. cit., p.78)と述べ、これこそが賞讃されている工場付属の労働者・職員住宅の裏面であると結んでいる。

このように工場内外の広範かつ深刻な被害状況を十分承知していたが、シュナイダーは近隣住民との連帯した抵抗運動を呼びかけてはいない²⁶⁾。この時期の労働者・労働組合が環境問題に示す関心の希薄さに関する所説を、裏側から確認しているかのようだ。第8・9章の「労働者」、「労働組織」を手がかりにして、この問題を考えてみよう。まず、指摘しなければならないのは、1890年創設の「ドイツ工場労働者同盟」の加入者数は、当初の2,000人から1900年の32,000人、1910年には170,000人(化学工場労働者は50,000人)と増加したが、化学工場労働者の定着率は低く移動が激しかった。1909年化学工業労災組合の資料によれば、100人のフルタイムの正規労働者(300日勤務)を確保するためには170人採用した勘定になり、強固な団結形成にとって不利な状況にあった(op. cit., p.100)。

次に、この激しい入れ替わりの理由は、低賃金、長時間労働、および高い危険性に帰されている²⁷⁾。

26) デュイスブルクに立地するマテス・ヴェーヴァー化学会社の事例だが、1885年12月工場の排出する煤煙・降灰による庭園被害をめぐる訴訟は、日雇い労働者によって起こされたが、同じ被害を受けている正規労働者は参加してはいない(Henneking, 1994, pp.161-162)。現地調査を担当した都市建築官は、その理由を「彼らが、ソーダ工場の労働者であり、工場に付属する(労働者)住宅に居住しているからである」(op. cit., p.162)と述べ、労働者側の自制を挙げている。

27) 遍歴労働者は、化学工場を旅費稼ぎのための「止まり木」(Schneider, 1911, p.99)と見なしていたという。

それら3項目が、労働組織の改革要求の主要目標となる。第9章の冒頭で労働組織結成の狙いを、労働者の物的・精神的な向上に資するような活動を行うこと、特に労働者の健康維持のため作業現場での産業衛生的な措置を行うこと、と明記している。そして、「この課題（労働者保護）を達成するための最も効果的な手段は、労働条件の徹底的な改善、すなわち労働時間の短縮と賃金の引き上げである」（op. cit., p.109）として、労働者保護を達成するための有効な手段に「時短と賃上げ」を挙げている。したがって、著書の主題をなす労災・事故に繋がる危険・劣悪な作業環境（工場内環境）の改善を除けば、労働時間の短縮と賃上げこそが目標とされている。イエガーが工場内環境の改善を優先させていたことは、既述の通りである。労働者と近隣住民を問わず、広範かつ深刻な被害を与える工場生産・企業経営そのものは、批判のターゲットに据えられてはいない。

ところで、この著書において環境問題が多少とも論じられている箇所がもう一つある。「営業条例」第120条aの営業監督官に関する条項に、「労働者と近隣住民」の保護を定めているからだ。しかし、営業監督に従事する役人数の不足のため、特に「職務規則」に明記された下記の縛りもあって、実効性はあがっていない。「産業企業家に無用の犠牲と無意味の制限とを課すことなく、労働者と大衆に法の保証する保護を与えるよう役人に指示している」（op. cit., p.57）。この文脈では、工場査察時の企業家・代理人のみの立ち会いと偏った情報伝達とが、作業現場の改善の障害となっていることから、労働者代表の立ち会いが要求されていることを明記しておきたい（op. cit., p.60）。第10章「要求と提案」の冒頭で労働者保護に関する法規制の厳格な監督・実施を挙げ、そのための施策として営業監督官の権限拡大、役人の増員、衛生学を修得した医師と労働者代表の監督補助を要求したのも、その辺りの事情を考慮してのことだった。別の機会に詳しく論じたように、労働者の目から見ても、営業監督官は「企業家のための専門家」などではなかったのである（田北, 2015a-2, pp.29-32 : 2016, pp.75-76）。

以上の学説史を考慮するとき、本論の検討結果を次のようにまとめても異論はあるまい。まず、第一次世界大戦前のデュッセルドルフ行政管内の化学企業を例とする限り、環境闘争の主要な担い手は、都市経済・政治に影響を振るうことのできた所有市民だった。工場主間の対立からは、営業認可における隣人権・都市条例から事前認可制度への移行期の制度摩擦を読みとれよう。他方、労働者は、小都市ハーンに立地するイエガーの亜硫酸処理工場をめぐる闘争を例外として、自分が被った健康・財産被害を理由として雇用主である企業家を相手とした闘争に直接参加することはなかった。その限りで、初期環境闘争の指導者を中産階級と理解する独米の所説を再確認したともいえる。ただ、綿業をめぐる景気変動を軸とした共通の体験から「汚染を繁栄の証」と見なし、初期環境闘争への冷淡な姿勢を、企業家・労働者の利害の一体性から説き起こすモスレイの所説は、明らかに行きすぎである。

次に、労働者が環境闘争に消極的だった理由の一つは、「工場規則」に凝集的に示されているように、解雇権行使を含めた企業家の圧倒的に強い権限だった。認可審査を担当する合議団のメンバーだった医療評議員・医師バイヤー博士や化学連盟が、労使関係のあるべき姿として、いささか時代遅れの家父長主義に囚われていただけに、その影響は無視できない。事実、1874年イエガー闘争に際して開催された証人尋問会において反対派の指導者ヴェーヴェーが、認可違反の証言を引き出す狙いから召

喚しようとしたのも、元工場労働者だった。しかし、そのような労使関係における偏った力関係を、労働者の消極的姿勢の根拠として誇張することは控えねばならない。これが、結論の第三点となる。

本論で考察した8事例のうち、雇用主の工場経営を相手取った闘争への労働者の参加を確認できるのは、1872年イエガーの亜硫酸処理工場の生産停止運動に限定される。1874年イエガー闘争に関して開催された証人尋問会に証人として出席した工場労働者達は、ガス・モヤの作業場流入による作業中断や機械被害の発生を訴えただけで、健康被害を理由として闘争に参加してはいなかった。19世紀バルメンの労働運動史を考察したヘルベルツは、1870年代以降スト戦術を駆使した時短・賃上げ要求の増加など政治的先鋭化を論じており、その点で1911年シュナーダーが労働組織の闘争目標に挙げた項目と重なっている (Herberts, 2001, pp.131-137)。工場生産に起因する周辺地域の環境汚染は、まだ視野に入っていなかったのである。もちろん、シュナイダーが詳細に論じたように、そしてイエガーのハーン工場の例が教えるように、作業環境の改善や労働者保護の徹底に関する要求は繰り返し出されている。企業家は、それに応えるかのように労働者保護を名目に「工場内環境」の改善を優先させ、結果的に周辺地域の環境汚染を深刻化させてしまった。

リープクネヒトの人民裁判に関する呼びかけは、明らかに対象を労働者に限定せずに、大気・水汚染の被害者全員に拡大していたが、労働者・住民の連携した運動への結集は、まだ意識されていなかった。ブリュッケマイアーは、当時の労働運動の基本目標を科学技術的成果による汚染緩和、あるいは監督当局の監視・処罰の強化と捉えているが、この見解は、1880年代以降の認可審査体制の再編（営業監督官の役割拡大）と認可審査における科学技術主義の台頭に対応しており、十分説得力を持っている (田北, 2013b)。ただ、科学技術主義の台頭とはいっても、海洋・大気のもつ無限の浄化力に対する絶対の信頼が共有されており、そうした時代的制約のもとにあったことを忘れてはならない。近年米国学界を始めとして広くグローバル環境史がさかんに論じられているが、「環境問題をそれぞれの時代状況内に的確に位置づける」姿勢を忘れてしまっただけでは、空理空論に終わってしまおう。19世紀の主体配置をグローバルな環境危機を論ずる際に無批判に転用する、モスレイに代表されるような愚を犯さないためにも、経済史・経営史研究に環境史の方法・課題を組み入れる必要性が、いまさらながら痛感されるのである。

[九州大学名誉教授]